

議案第 1 2 9 号

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(渋川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 渋川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「年末年始の休暇及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(渋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第 2 条 渋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「が行う管理の基準及び業務の範囲」を「に行わせる業務の具体的内容」に改める。

第 3 条中「指定管理者」を「前条の規定による公募に応じて指定管理者」に改め、「団体は、」の次に「申請書に」を加える。

第 5 条に後段として次のように加える。

この場合において、前 2 条の規定を準用する。

第 1 2 条中「この条例中」を「第 2 条から第 1 0 条までの規定中」に、「「教育委員会」と読み替えるもの」を「、「教育委員会」」に改める。

(渋川市人権教育集会所条例の一部改正)

第 3 条 渋川市人権教育集会所条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「人権教育集会所」を「渋川市人権教育集会所（以下「集会所」という。）」に改める。

第 2 条中「人権教育集会所」を「集会所」に改める。

第 3 条中「渋川市人権教育集会所（以下「集会所」という。）」を「集会所」に改める。

第 8 条第 2 項中「利用者は、教育委員会が必要と認める場合のほか」を「前項ただし書の使用料は」に改める。

第 10 条第 2 号中「集会所の」を削る。

第 12 条中「入場者が」を「入場者は、」に改める。

（渋川市歴史資料館条例の一部改正）

第 4 条 渋川市歴史資料館条例（平成 18 年渋川市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（事業）」に改め、同条第 1 号中「、民俗」を「及び民俗」に改め、「フィルム等」の次に「をいう。以下同じ。」を加え、同条第 2 号中「、民俗」を「及び民俗」に改める。

第 7 条、第 9 条及び第 10 条ただし書中「教育長」を「教育委員会」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

区分	入館料（1 人につき）	
	個人	団体（20 人以上）
一般	200 円	160 円
高校生・大学生	100 円	80 円

備考 「高校生・大学生」とは、高等学校、専修学校、大学その他これらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。

（渋川市福祉事務所設置条例の一部改正）

第 5 条 渋川市福祉事務所設置条例（平成 18 年渋川市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項を削る。

第 3 条中「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）」を「老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、身体障害者

福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）」に改める。

（渋川市地域活動支援センターかえでの園条例の一部改正）

第 6 条 渋川市地域活動支援センターかえでの園条例（平成 18 年渋川市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 17 年法律第 123 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の規定に基づき」を「に規定する事業を行い」に、「地域活動支援センター」を「、渋川市地域活動支援センターかえでの園（以下「かえでの園」という。））」に改める。

第 2 条中「地域活動支援センターの」を「かえでの園の」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（事業）

第 3 条 かえでの園は、次の事業を行う。

（1） 法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令に定める便宜を供与する事業

（2） 前号に掲げるもののほか、障害者の福祉の向上を図るために必要な事業

第 5 条第 1 号中「の各号」を「各号」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「障害児」の次に「（法第 4 条に規定する障害者及び障害児をいう。以下同じ。））」を加え、同項第 2 号中「認められた者」を「認められたもの」に改める。

第 10 条中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同条第 1 号中「事業の対象者」を「第 8 条に規定する者」に改め、同条第 2 号中「利用決定」を「利用の決定」に改める。

第 11 条ただし書中「規定された」を「規定する」に改める。

第 12 条中「利用者は」を「かえでの園を利用する者は、」に改める。

（渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正）

第 7 条 渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「市に」を「渋川市に」に改め、同項第5号及び第6号中「当該児童。」を「当該児童」に改める。

第4条第2項中「監護している者」を「監護しているもの」に改め、同条第3項ただし書中「該当する者」を「該当する支給対象者」に改める。

第5条第1項中「なお、前条第2項の規定は、この場合の申請において」を「この場合においては、同条第2項の規定を」に改める。

第6条中「該当する者」を「該当する支給対象者」に改める。

第7条ただし書中「の各号」を削る。

第9条第1項本文中「次」の次に「の各号」を加え、同項ただし書中「該当する者」を「該当する支給対象者」に改める。

(渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第8条 渋川市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年渋川市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の者」を「次に掲げる者」に改める。

第3条第2項中「を証する旨の」を「の旨を証する」に改める。

第4条第5項中「なお」を「ただし」に改める。

第5条第2項中「次に掲げるもののうち」を「次の各号の」に改める。

第13条第4項中「あて」を「宛てに」に改める。

(渋川市農業近代化資金等融通措置条例の一部改正)

第9条 渋川市農業近代化資金等融通措置条例（平成18年渋川市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び「融資機関」」を削り、「昭和36年法律第202号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第2条」を「第2条第1項」に、「もの」を「者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例において「融資機関」とは、法第2条第2項に規定する者をいう。

第4条中「の各号」を削り、同条第2号中「昭和46年群馬県農経第207号」を「昭和46年6月1日群馬県農経第207号」に改める。

第5条中「の各号」を削る。

第9条中「市長は、」の次に「第3条第2項の契約を結んだ融資機関が

」を、「条例」の次に「又は同項の契約事項」を加え、「全部又は一部の返還」を「全部若しくは一部を補給せず、又は既に交付した利子の補給の全部若しくは一部の返還」に改める。

（渋川市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部改正）

第10条 渋川市土地改良事業分担金等賦課徴収条例（平成18年渋川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「施行地内」を「施行に係る地域内」に、「地積割に」を「その利益を受ける者に対し、地積割により」に改める。

第4条中「分担金等」を「夫役及び現品」に改める。

第5条中「金銭、夫役又は現品」を「分担金等」に改める。

第6条中「法第96条の4」を「市長は、法第96条の4」に、「徴収する」を「徴収することができる」に改める。

第7条中「受けるもの」を「得るもの」に改める。

（渋川市農漁業災害対策特別措置条例の一部改正）

第11条 渋川市農漁業災害対策特別措置条例（平成18年渋川市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次」の次に「の各号」を加え、同条第3号中「流出」を「流失」に改める。

第4条第1項中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同項第2号中「流出」を「流失」に改める。

第7条第1項中「養殖場」を「養漁場」に、「総収入」を「総収入額」に改め、同条第3項中「購入価格」を「購入価額」に、「、その他」を「その他」に、「次の各号に」を「次の各号のいずれにも」に改め、同項第1号ただし書中「貸付けられる」を「貸し付けられる」に改め、同号ア中「貸付けられる」を「貸し付けられる」に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を「激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に改め、同号イ及びウ中「貸付けられる」を「貸し付けられる」に改め、同項第4号中「貸付けられる」を「貸し付けられる」に改め、同条第4項中「旧市町村」の次に「の区域」を加え、「若しくは」を「又は」に改める。

第 8 条第 1 項中「群馬県農業信用基金協会」の次に「（昭和 3 7 年 2 月 1 2 日に群馬県農業信用基金協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第 9 条第 2 項中「の各号」を削り、同項第 2 号中「当該債権」を「当該融資に係る債権」に、「うめ」を「埋め」に改め、同条第 3 項中「3 月」を「3 か月」に、「全額」を「金額」に改める。

第 1 0 条及び第 1 1 条中「又は激甚災害法」を「若しくは激甚災害法」に改める。

第 1 2 条第 2 項中「農地所有適格法人」の次に「（農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）」を加え、同条第 4 項中「次の各号に」を「次の各号のいずれにも」に改める。

第 1 3 条第 2 項中「当該融資額」を「、当該融資額」に改め、同条第 3 項中「前条第 4 項」を「、前条第 4 項」に改める。

第 1 4 条の見出し中「融資資金」を「融通資金」に改める。

第 1 6 条の見出しを「（報告又は検査）」に改める。

（渋川市農産物直売所条例の一部改正）

第 1 2 条 渋川市農産物直売所条例（平成 2 0 年渋川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号ただし書中「翌日。」を「翌日」に改め、同項第 2 号中「から翌年 1 月 1 日までの日」を「及び翌年 1 月 1 日」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「納入し」を「納付し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 1 2 条関係）

直売所利用料金

区分	利用料金	
	屋内販売	屋外販売
農産物等	売上額の 1 5 %	売上額の 1 0 %
物産品、民芸品等	売上額の 4 0 %	

（渋川市小野上農林漁業体験施設条例の一部改正）

第 1 3 条 渋川市小野上農林漁業体験施設条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「・農村文化等」を「、農村文化等」に、「農林漁業体験施設」を「渋川市小野上農林漁業体験施設（以下「体験施設」という。）」に改める。

第 2 条中「農林漁業体験施設の」を「体験施設の」に改める。

第 3 条中「渋川市小野上農林漁業体験施設（以下「体験施設」という。）」を「体験施設」に改める。

第 3 条の 2 第 2 号中「附属施設」の次に「（以下「施設等」という。）」を加える。

第 3 条の 3 第 1 項中「体験施設の施設及び附属施設（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改める。

第 9 条第 1 項中「別表に定める」を削る。

別表郷土料理の項中「（各 4 人分）」を削る。

（渋川市白井宿ふるさと物産館条例の一部改正）

第 1 4 条 渋川市白井宿ふるさと物産館条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「四阿、便所」を「四阿及び便所を含む。」に改める。

第 6 条第 1 号中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第 9 条第 1 項中「物産館の」を削り、「及び」を「又は」に改める。

第 1 1 条中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に改める。

第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「その他」を「その他の」に改め、同条第 2 項中「使用者」を「利用者」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「置く」を「置くことができる」に改める。

第 1 7 条第 1 項を次のように改める。

利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
ただし、販売を伴わない展示会、講習会等は無料とする。

（１） 地場産品（次号に掲げるものを除く。） 販売額の 1 0 %

（２） 地場産品のうち冷蔵庫を使用するもの 販売額の 1 3 %

(3) 第10条第2号に規定する利用者に係る物品 販売額の20～43%

(4) イベント小屋(交流広場を含む。) 販売額の10%

第19条中「前条」を「第17条」に改める。

第21条ただし書中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

(渋川市小野上地域活性化センター条例の一部改正)

第15条 渋川市小野上地域活性化センター条例(平成18年渋川市条例第191号)の一部を次のように改正する。

第1条中「渋川市小野上地域活性化センター」の次に「(以下「活性化センター」という。)」を加える。

第2条中「渋川市小野上地域活性化センターの」を「活性化センターの」に改める。

第3条中「渋川市小野上地域活性化センター(以下「活性化センター」という。)」を「活性化センター」に改める。

第3条の2第2号中「附属施設」の次に「(以下「施設等」という。)」を加える。

第3条の3第2項中「変更できる」を「変更することができる」に改める。

第8条第2項中「指定管理者は」を「利用料金は」に改める。

別表中「一般市民」を「本市住民」に、「業者等」を「本市住民以外の者及び事業者(法人、団体等)」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 本市住民とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者をいう。

(渋川市営住宅等条例の一部改正)

第16条 渋川市営住宅等条例(平成18年渋川市条例第211号)の一部を次のように改正する。

目次中「市営住宅の設置」を「市営住宅等の設置」に改める。

第1条中「借上げした」を「借上げをした」に改める。

第2条第2号中「施設を」を「共同施設を」に改め、同条第5号中「附

帯施設」を「その附帯施設」に改め、同条第7号中「、国」を「国」に、
「附帯施設」を「その附帯施設」に改め、同条第11号中「第8号」を「
第8号まで」に、「住宅の」を「住宅等の」に改める。

「第2章 市営住宅の設置」を「第2章 市営住宅等の設置」に改める
。

第5条第6号中「第138条第1項」を「同法第138条第1項」に改
める。

第6条第1項第3号中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、同項第4
号中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第11条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第18条第1項中「、明渡し」を「明渡し」に改める。

第19条第5項中「利子」を「、利子」に改める。

第21条第1項第2号中「並びに」を「及び」に改める。

第44条中「、第38条」を「及び第38条」に改める。

第59条第2項ただし書中「、第35条」を「及び第35条」に改める
。

第60条第4項中「、第27条」を「及び第27条」に、「、「市営住
宅」を「市営住宅」に、「、「特定公共賃貸住宅」を「特定公共賃貸
住宅」に、「、「第60条第1項」を「第60条第1項」に改める。

第61条第1項中「、「市営住宅」を「市営住宅」に改める。

第62条第1項中「、「特定公共賃貸住宅」を「特定公共賃貸住宅」
に改める。

第63条第1項第3号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同
様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を削り、同条第3項中
「、「市営住宅」を「市営住宅」に、「、「第6条」を「第6条」に
改める。

（渋川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第17条 渋川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年
渋川市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員」を「企業職員」に改める。

(渋川市水道事業給水条例の一部改正)

第 18 条 渋川市水道事業給水条例（平成 18 年渋川市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、その他の」を「その他の」に改める。

第 2 条中「渋川市水道事業の設置等に関する条例」を「渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例」に、「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 2 項第 1 号」に改める。

第 3 条中「管理者の」を「渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例第 4 条第 2 項に規定する管理者の」に改める。

第 4 条第 1 号中「1 箇所」を「1 か所」に改める。

第 8 条第 2 項中「場合、管理者は」を「ときは、管理者は、」に改める。

第 11 条第 2 項中「、その他の」を「その他の」に改める。

第 28 条第 1 項中「1 箇月」を「1 か月」に改める。

第 30 条第 1 項中「2 箇月」を「2 か月」に改める。

第 35 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 38 条第 1 号を次のように改める。

(1) 第 8 条第 1 項の承認を受けないで、給水装置工事をした者

別表中「1 箇月」を「1 か月」に、「～10 立方メートル」を「10 立方メートルまで」に、「3000 立方メートル」を「3,000 立方メートル」に、「3001 立方メートル～」を「3,001 立方メートル以上」に改める。

(渋川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 19 条 渋川市下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「割合とする。」を「割合」に改める。

別表第 2（1）の表中「分担金の額」を「負担金額」に改める。

別表第 2（2）の表及び（3）の表を次のように改める。

(2) 子持地区排水区域

負担区の名	建物の種別	負担金額
-------	-------	------

称			
子持特環第 1 負担区	一般家庭	1 戸当たり 2 9 5 , 2 9 3 円	
	アパート等（1 世帯当たり）	1 戸当たり 2 9 5 , 2 9 3 円	
	営 業 等 に 供 す る 施 設 （ 延 べ 床 面 積 別 ）	3 0 0 平方メートル未満	1 戸当たり 3 8 0 , 0 0 0 円
		3 0 0 以上 5 0 0 平方メートル未満	1 戸当たり 4 5 0 , 0 0 0 円
		5 0 0 以上 7 0 0 平方メートル未満	1 戸当たり 5 4 0 , 0 0 0 円
		7 0 0 以上 1 , 1 0 0 平方メートル未満	1 戸当たり 6 4 0 , 0 0 0 円
		1 , 1 0 0 以上 1 , 5 0 0 平方メートル未満	1 戸当たり 7 6 0 , 0 0 0 円
		1 , 5 0 0 以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満	1 戸当たり 9 1 0 , 0 0 0 円
		2 , 0 0 0 平方メートル以上	1 戸当たり 9 9 0 , 0 0 0 円

(3) 北橘地区排水区域

負担区の名称	負担金額
北橘公共第 1 負担区	1 単位当たり 2 7 0 , 0 0 0 円
北橘特環第 1 負担区	1 単位当たり 1 8 0 , 0 0 0 円

備考

- 1 棟の建物内に 1 世帯が生活を営む場合は、1 単位とする。
- 1 棟の建物内に 1 世帯が独立して生活を営むことができる区画された部分が 2 以上設けられているとき、若しくは同一敷地内に複数

の建物がある場合又は1棟の建物内に店舗、事務所等を併用する場合は、便所、台所等の設置状況及び使用状況を勘案し、管理者が定める。

3 アパート（集合住宅）等は、2世帯で1単位とする。

4 店舗、事業所等は、延べ床面積に応じ、次の表の単位とする。ただし、増築又は改築により従前の面積区分が変更した場合は、その差の単位とする。

面積区分	単位
300平方メートル未満	1
300以上500平方メートル未満	2
500以上700平方メートル未満	3
700以上1,100平方メートル未満	4
1,100以上1,400平方メートル未満	5
1,400以上2,000平方メートル未満	6
2,000以上3,000平方メートル未満	8

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

茨川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成18年茨川市条例第42号）の一部改正

（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員団体のための職員の行為の制限の特例） 第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 （1）・（2）（略） （3） _____年次有給休暇及び 休職の期間	（職員団体のための職員の行為の制限の特例） 第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 （1）・（2）（略） （3） <u>年末年始の休暇及び</u>年次有給休暇<u>並びに</u>休職の期間

資料參考 129 號

(第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(公募) 第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、当該公の施設（以下「当該施設」という。）に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。 (1) (略) (2) <u>指定管理者に行わせる業務の具体的内容</u> (3) ～ (8) (略) (申請) 第3条 前条の規定による公募に応じて指定管理者の指定を受けようとする団体は、<u>申請書に当該施設の管理に係る事業計画書</u>（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (公募によらない選定) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず、当該施設に係る指定管理者の候補者を選定することができる。<u>この場合において、前2条の規定を準用する。</u> (1) ～ (3) (略) (教育委員会所管の公の施設への適用) 第12条 この条例を渋川市教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、<u>第2条から第10条までの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。</u>	(公募) 第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、当該公の施設（以下「当該施設」という。）に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。 (1) (略) (2) <u>指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲</u> (3) ～ (8) (略) (申請) 第3条 <u>指定管理者</u> の指定を受けようとする団体は、<u> </u> 当該施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (公募によらない選定) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず、当該施設に係る指定管理者の候補者を選定することができる。<u> </u> (1) ～ (3) (略) (教育委員会所管の公の施設への適用) 第12条 この条例を渋川市教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、この条例中 <u> </u> 「市長」とあるのは「<u>教育委員会</u>」と読み替えるもの とする。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市人権教育集会所条例（平成18年渋川市条例第117号）の一部改正
 （第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（設置） 第1条 市民の教養の向上を図るための教育活動を推進するため、<u>渋川市人権教育集会所</u>（以下「集会所」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>集会所</u>の名称及び位置は、別表1のとおりとする。 （管理） 第3条 <u>集会所</u>は、渋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。 （使用料） 第8条 （略） 2 前項ただし書の使用料は、第4条第1項の利用の許可を受ける際に納付するものとする。 （使用料の不還付） 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1） （略） （2） 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。 （損害賠償） 第12条 利用者又は入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。	（設置） 第1条 市民の教養の向上を図るための教育活動を推進するため、<u>人権教育集会所</u>を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>人権教育集会所</u>の名称及び位置は、別表1のとおりとする。 （管理） 第3条 <u>渋川市人権教育集会所</u>（以下「集会所」という。）は、渋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。 （使用料） 第8条 （略） 2 利用者は、教育委員会が必要と認める場合のほか、第4条第1項の利用の許可を受ける際に納付するものとする。 （使用料の不還付） 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1） （略） （2） 利用者の責めに帰することができない理由により、<u>集会所</u>の施設等を利用することができないとき。 （損害賠償） 第12条 利用者又は入場者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

茨川市歴史資料館条例（平成18年茨川市条例第122号）の一部改正

（第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																						
<u>（事業）</u> 第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。 （1） 郷土の歴史<u>及び民俗</u>に関する資料（実物、標本、模写、模型、文献、写真、フィルム等<u>をいう。以下同じ。</u>）の収集、保管、貸出し及び展示 （2） 郷土の歴史<u>及び民俗</u>に関する資料の調査、研究、情報収集及び情報の提供 （3） ・ （4） （略） （入館の制限） 第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入館を拒み、又は退館させることができる。 （1） ・ （2） （略） （3） 前2号に定めるもののほか、<u>教育委員会</u>が不適当と認めるとき。 （入館料の減免） 第9条 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、前条の入館料を減額し、又は免除することができる。 （損害賠償） 第10条 入館者及び資料の館外貸出しを受けたものは、資料館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 別表第2（第8条関係） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">入館料（1人につき）</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体（20人以上）</th></tr><tr><td>一般</td><td>200円</td><td>160円</td></tr><tr><td>高校生・大学生</td><td>100円</td><td>80円</td></tr></table>	区分	入館料（1人につき）		個人	団体（20人以上）	一般	200円	160円	高校生・大学生	100円	80円	<u>（業務）</u> 第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。 （1） 郷土の歴史、<u>民俗</u>に関する資料（実物、標本、模写、模型、文献、写真、フィルム等_____）の収集、保管、貸出し及び展示 （2） 郷土の歴史、<u>民俗</u>に関する資料の調査、研究、情報収集及び情報の提供 （3） ・ （4） （略） （入館の制限） 第7条 <u>教育長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入館を拒み、又は退館させることができる。 （1） ・ （2） （略） （3） 前2号に定めるもののほか、<u>教育長</u>が不適当と認めるとき。 （入館料の減免） 第9条 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、前条の入館料を減額し、又は免除することができる。 （損害賠償） 第10条 入館者及び資料の館外貸出しを受けたものは、資料館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育長</u>が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 別表第2（第8条関係） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">入館料（1人につき）</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体（20人以上）</th></tr><tr><td>一般</td><td>200円</td><td>160円</td></tr><tr><td>高校生・大学生</td><td>100円</td><td>80円</td></tr></table>	区分	入館料（1人につき）		個人	団体（20人以上）	一般	200円	160円	高校生・大学生	100円	80円
区分		入館料（1人につき）																					
	個人	団体（20人以上）																					
一般	200円	160円																					
高校生・大学生	100円	80円																					
区分	入館料（1人につき）																						
	個人	団体（20人以上）																					
一般	200円	160円																					
高校生・大学生	100円	80円																					

備考 「高校生・大学生」とは、高等学校、専修学校、大学その他これらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。

備考 「高校生・大学生」とは、高等学校、専修学校、大学その他これらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

茨川市福祉事務所設置条例（平成 18 年茨川市条例第 123 号）の一部改正

（第 5 条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（設置） 第 1 条 （略） （所掌事務） 第 3 条 福祉事務所は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）、<u>老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）</u>に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどるところとする。 （1）～（3） （略）	（設置） 第 1 条 （略） <u>2 前項の福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> （所掌事務） 第 3 条 福祉事務所は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）、<u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）</u>に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどるところとする。 （1）～（3） （略）

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市地域活動支援センターかえでの園条例（平成18年渋川市条例第141号）の一部改正
 （第6条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（設置） 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。<u>以下「法」という。</u>）第77条第1項第9号に<u>規定する事業を行い、障害者等に対し自立を促すため、渋川市地域活動支援センターかえでの園（以下「かえでの園」という。）を設置する。</u> （名称及び位置） 第2条 <u>かえでの園の</u> 名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市地域活動支援センターかえでの園 位置 渋川市吹屋658番地78 （事業） 第3条 <u>かえでの園は、次の事業を行う。</u> <u>（1） 法第77条第1項第9号に規定する創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令に定める便宜を供与する事業</u> <u>（2） 前号に掲げるもののほか、障害者の福祉の向上を図るために必要な事業</u> （指定管理者が行う業務） 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 第3条各号に掲げる業務 （2） ・ （3） （略） （利用の資格） 第8条 かえでの園を利用することができる者は、次のとおりとする。 （1） 市内に住所を有する障害者及び障害児（<u>法第4条に規定する障害者及び障害児をいう。以下同じ。</u>） （2） 市外に住所を有する障害者及び障害児で、管理及び運営上特に支障がないと認められたもの	（設置） 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号_____）第77条第1項第9号の<u>規定に基づき</u>、障害者等に対し自立を促すため<u>地域活動支援センター</u> _____を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>地域活動支援センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市地域活動支援センターかえでの園 位置 渋川市吹屋658番地78 （業務） 第3条 <u>渋川市地域活動支援センターかえでの園（以下「かえでの園」という。）は、次の事業を行う。</u> <u>（1） 創作的活動</u> <u>（2） 生産活動の機会の提供</u> <u>（3） 社会との交流の促進</u> <u>（4） その他厚生労働省令で定める便宜の供与</u> （指定管理者が行う業務） 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 第3条の各号に掲げる業務 （2） ・ （3） （略） （利用の資格） 第8条 かえでの園を利用することができる者は、次のとおりとする。 （1） 市内に住所を有する障害者及び障害児 _____ _____ （2） 市外に住所を有する障害者及び障害児で、管理及び運営上特に支障がないと認められた者 _____

2 (略)

(利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条に規定する者でなくなったとき。
- (2) 不正の手段により利用の決定を受けたとき。
- (3) (略)

(利用料)

第11条 かえでの園の利用料は、無料とする。ただし、第8条第1項第2号に規定する者については、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 かえでの園を利用する者は、故意又は過失により施設、設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 (略)

(利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号に該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正の手段により利用決定を受けたとき。
- (3) (略)

(利用料)

第11条 かえでの園の利用料は、無料とする。ただし、第8条第1項第2号に規定された者については、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者は故意又は過失により施設、設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成18年渋川市条例第145号）の一部改正
 （第7条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（支給対象者） 第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、<u>渋川市に住所を有する者</u>、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に<u>渋川市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者</u>（以下「支給対象者」という。）に支給する。 （1）～（4） （略） （5） 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。以下次号及び第7号において同じ。）を扶養している者及び<u>当該児童</u> （6） 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に18歳未満の児童を扶養している者及び<u>当該児童</u> （7） （略） 2 （略） （受給資格の認定等） 第4条 （略） 2 前項の場合において、市長が必要と認めた場合は、支給対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、支給対象者を現に<u>監護しているもの</u>（以下「保護者等」という。）が支給対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。 3 市長は、第1項の規定に基づく認定を行ったときは、福祉医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を有効期間を付して交付するものとする。ただし、前条第1項第4号に<u>該当する支給対象者</u>に対しては、受給資格認定通知をもってこれに代えることができる。	（支給対象者） 第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、<u>市に</u>住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に<u>市に</u>住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。 （1）～（4） （略） （5） 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。以下次号及び第7号において同じ。）を扶養している者及び<u>当該児童</u>。 （6） 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に18歳未満の児童を扶養している者及び<u>当該児童</u>。 （7） （略） 2 （略） （受給資格の認定等） 第4条 （略） 2 前項の場合において、市長が必要と認めた場合は、支給対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、支給対象者を現に<u>監護している者</u>（以下「保護者等」という。）が支給対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。 3 市長は、第1項の規定に基づく認定を行ったときは、福祉医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を有効期間を付して交付するものとする。ただし、前条第1項第4号に<u>該当する者</u>に対しては、受給資格認定通知をもってこれに代えることができる。

（受給資格の更新）

第5条 前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた支給対象者は、有効期間以後においても福祉医療費の支給を受けようとするときは、資格の更新について市長に申請（以下「更新申請」という。）を行い、認定を受けなければならない。この場合においては、同条第2項の規定を
_____準用する。

2～4 （略）

（受給資格者証及び減額認定証の提示）

第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証とともに受給資格者証を提示しなければならない。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する支給対象者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額の助成を受けるには、共に減額認定証を提示しなければならない。

（福祉医療費の支給対象額）

第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、第4条第1項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が医療機関等に支払うべき一部負担金とする。ただし、次_____に掲げる法令又は制度等により一部負担金の全部又は一部について給付されるときは、その給付される額を控除した残りの額とする。

（1）～（9） （略）

（福祉医療費の支給の特例）

第9条 市長は、前条の規定による福祉医療が受けられない場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給資格者又は保護者等に支給することができる。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する支給対象者であって、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額を控除した額を支給する。

（1）・（2） （略）

2・3 （略）

（受給資格の更新）

第5条 前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた支給対象者は、有効期間以後においても福祉医療費の支給を受けようとするときは、資格の更新について市長に申請（以下「更新申請」という。）を行い、認定を受けなければならない。なお、前条第2項の規定は、この場合の申請において準用する。

2～4 （略）

（受給資格者証及び減額認定証の提示）

第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証とともに受給資格者証を提示しなければならない。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する者_____が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額の助成を受けるには、共に減額認定証を提示しなければならない。

（福祉医療費の支給対象額）

第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、第4条第1項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が医療機関等に支払うべき一部負担金とする。ただし、次の各号に掲げる法令又は制度等により一部負担金の全部又は一部について給付されるときは、その給付される額を控除した残りの額とする。

（1）～（9） （略）

（福祉医療費の支給の特例）

第9条 市長は、前条の規定による福祉医療が受けられない場合で、次の_____のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給資格者又は保護者等に支給することができる。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する者_____であって、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額を控除した額を支給する。

（1）・（2） （略）

2・3 （略）

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年渋川市条例第148号）の一部改正
 （第8条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（登録者の資格等） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる者</u>については、印鑑の登録を受けることができない。 （1）・（2） （略） （印鑑の登録申請） 第3条 （略） 2 前項ただし書の規定により代理人による申請をするときは、登録を受けようとする印鑑を押した委任の旨を証する文書を添えなければならない。 （申請の確認） 第4条 （略） 2～4 （略） 5 市長は、回答書を持参した代理人について第3項第1号の文書の提示を求め、代理人本人であることを確認するものとする。<u>ただし</u>、当該文書の提示ができない場合は、市長が適当と認める書類をもってこれに代えることができる。 6 （略） （登録印鑑） 第5条 （略） 2 市長は、登録を受けようとする印鑑が<u>次の各号の</u> いずれかに該当する場合には、当該登録申請を受理しないものとする。 （1）～（7） （略） 3 （略） （印鑑登録証明書の交付） 第13条 （略） 2・3 （略）	（登録者の資格等） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>次の者</u>については、印鑑の登録を受けることができない。 （1）・（2） （略） （印鑑の登録申請） 第3条 （略） 2 前項ただし書の規定により代理人による申請をするときは、登録を受けようとする印鑑を押した委任<u>を証する旨の</u>文書を添えなければならない。 （申請の確認） 第4条 （略） 2～4 （略） 5 市長は、回答書を持参した代理人について第3項第1号の文書の提示を求め、代理人本人であることを確認するものとする。<u>なお</u>、当該文書の提示ができない場合は、市長が適当と認める書類をもってこれに代えることができる。 6 （略） （登録印鑑） 第5条 （略） 2 市長は、登録を受けようとする印鑑が<u>次に掲げるもののうち</u>いずれかに該当する場合には、当該登録申請を受理しないものとする。 （1）～（7） （略） 3 （略） （印鑑登録証明書の交付） 第13条 （略） 2・3 （略）

4 前項における証明書交付の方法は、申請者の請求に基づき、申請者の住所宛てに、当該証明書を郵送することができるものとする。

4 前項における証明書交付の方法は、申請者の請求に基づき、申請者の住所あて、当該証明書を郵送することができるものとする。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市農業近代化資金等融通措置条例（平成１８年渋川市条例第１５７号）の一部改正
 （第９条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第２条 この条例において「農業者等」_____とは、農業近代化資金融通法（昭和３６年法律第２０２号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する者_____をいう。 <u>２ この条例において「融資機関」とは、法第２条第２項に規定する者をいう。</u> （利子補給の対象資金） 第４条 市の行う利子補給の対象となる資金は、次_____に掲げるものとする。 （１） （略） （２） 群馬県総合農政推進資金融通措置要綱（昭和４６年６月１日群馬県農経第２０７号）第１条に規定する資金 （３） （略） （利子補給率） 第５条 利子補給率は次_____に掲げるとおりとする。 （１）～（３） （略） （条例等の違反に対する措置） 第９条 市長は、第３条第２項の契約を結んだ融資機関がこの条例又は同項の<u>契約事項に違反したとき、当該融資機関に補給すべき利子の全部若しくは一部を補給せず、又は既に交付した利子の補給の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</u>	（定義） 第２条 この条例において「農業者等」及び「<u>融資機関</u>」とは、農業近代化資金融通法（昭和３６年法律第２０２号_____）第２条_____に規定する<u>もの</u>をいう。 （利子補給の対象資金） 第４条 市の行う利子補給の対象となる資金は、次の<u>各号</u>に掲げるものとする。 （１） （略） （２） 群馬県総合農政推進資金融通措置要綱（昭和４６年群馬県農経第<u>２０７号</u>_____）第１条に規定する資金 （３） （略） （利子補給率） 第５条 利子補給率は次の<u>各号</u>に掲げるとおりとする。 （１）～（３） （略） （条例等の違反に対する措置） 第９条 市長は、_____この条例_____に違反したとき、当該融資機関に補給すべき利子の<u>全部又は一部の返還</u>_____を命ずることができる。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

茨川市土地改良事業分担金等賦課徴収条例（平成18年茨川市条例第158号）の一部改正

（第10条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（賦課の基準等） 第3条 分担金等は、毎年度予算の定めるところにより当該土地改良事業の<u>施行に係る地域内</u>にある土地の全部につき、<u>その利益を受ける者に対し、地積割により賦課するものとする。</u> 2・3 （略） （夫役及び現品の金銭換算の基準） 第4条 <u>夫役及び現品</u>の金銭換算の基準は、市長が定める。 （賦課徴収の延期等） 第5条 市長は、分担金等の賦課を受けた者のうち、天災により資力を著しく減じた者その他特別の事情がある者について特に必要があると認める場合は、当該賦課に係る<u>分担金等</u>の納期限を延期し、又は市議会の議決を経て賦課減免することができる。 （特別徴収金） 第6条 <u>市長は、法第96条の4において準用する法第36条の3第1項の規定に基づく特別徴収金を徴収することができる。</u> （急施の場合の特例） 第7条 法第96条の4において準用する法第87条の4の規定により緊急耐震工事計画及び法第87条の5の規定により応急工事計画を定めて行う土地改良事業に要する経費に充てるため、分担金等を賦課徴収する場合においては、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を<u>得るもの</u>とする。	（賦課の基準等） 第3条 分担金等は、毎年度予算の定めるところにより当該土地改良事業の<u>施行地内</u>にある土地の全部につき、<u>地積割に</u> _____ 賦課するものとする。 2・3 （略） （夫役及び現品の金銭換算の基準） 第4条 <u>分担金等</u>の金銭換算の基準は、市長が定める。 （賦課徴収の延期等） 第5条 市長は、分担金等の賦課を受けた者のうち、天災により資力を著しく減じた者その他特別の事情がある者について特に必要があると認める場合は、当該賦課に係る<u>金銭、夫役又は現品</u>の納期限を延期し、又は市議会の議決を経て賦課減免することができる。 （特別徴収金） 第6条 <u>法第96条の4</u> _____ において準用する法第36条の3第1項の規定に基づく特別徴収金を徴収する _____。 （急施の場合の特例） 第7条 法第96条の4において準用する法第87条の4の規定により緊急耐震工事計画及び法第87条の5の規定により応急工事計画を定めて行う土地改良事業に要する経費に充てるため、分担金等を賦課徴収する場合においては、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を<u>受けるもの</u>とする。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市農漁業災害対策特別措置条例（平成18年渋川市条例第161号）の一部改正
 （第11条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（災害の指定） 第2条 市長は、農漁業経営に大きな影響があるものとして次の各号に掲げる災害のいずれかに該当するものを指定災害として指定する。 （1）・（2） （略） （3） 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の<u>流失</u>、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の100分の30以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸（当該被害が局地的災害によるものである場合にあっては、10戸）以上となった災害 （4）～（8） （略） （補助） 第4条 市は、農業者（その者の農業所得が総所得の100分の50以上である者をいう。以下同じ。）で次の各号のいずれかに<u>該当するもの</u>に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。 （1） （略） （2） 第2条第3号又は第8号に掲げる災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の<u>流失</u>、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の100分の30以上となった者 （3）・（4） （略） 2～5 （略） （定義） 第7条 本章において「被害農業者」とは、農業者で第2条第1号、第2号、第4号若しくは第8号に掲げる災害による農作物、畜産物若しくは繭の減収量はその農作物、畜産物若しくは繭の平年における収穫量の100分の30以上であり、かつ、これによる損失額がその者の平年における農業による総収入額の100分の10以上である旨、又は同条第3号若しくは第8号に掲げる災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物（その者が栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物のそれぞれについて5アール以上の栽培面積を有する場合の永年作物に限る。）の流失、損傷、枯死等による損	（災害の指定） 第2条 市長は、農漁業経営に大きな影響があるものとして次_____に掲げる災害のいずれかに該当するものを指定災害として指定する。 （1）・（2） （略） （3） 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の<u>流出</u>、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の100分の30以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸（当該被害が局地的災害によるものである場合にあっては、10戸）以上となった災害 （4）～（8） （略） （補助） 第4条 市は、農業者（その者の農業所得が総所得の100分の50以上である者をいう。以下同じ。）で次の各号のいずれかに<u>該当する者</u>に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。 （1） （略） （2） 第2条第3号又は第8号に掲げる災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の<u>流出</u>、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の100分の30以上となった者 （3）・（4） （略） 2～5 （略） （定義） 第7条 本章において「被害農業者」とは、農業者で第2条第1号、第2号、第4号若しくは第8号に掲げる災害による農作物、畜産物若しくは繭の減収量はその農作物、畜産物若しくは繭の平年における収穫量の100分の30以上であり、かつ、これによる損失額がその者の平年における農業による総収入額の100分の10以上である旨、又は同条第3号若しくは第8号に掲げる災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物（その者が栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物のそれぞれについて5アール以上の栽培面積を有する場合の永年作物に限る。）の流失、損傷、枯死等による損

失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の100分の30以上である旨の市長の認定を受けたものをいい、「被害漁業者」とは、漁業者（養漁場を使用して魚類を養殖する者で、その漁業所得が総所得の100分の50以上であるものをいう。以下同じ。）で同条第5号又は第8号に掲げる災害による魚類等の流失等の損失額がその者の平年における漁業による総収入額の100分の10以上である旨の市長の認定を受けたものをいう

2 （略）

3 本章及び第5章において「経営資金」とは、農業協同組合又は金融機関（以下「融資機関」という。）が被害農業者又は被害漁業者（以下「被害農漁業者」という。）に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価額が12万円以下のものに限る。）、家畜、家きん、稚魚、しいたけ種菌、しいたけ原木等の購入資金、労賃、水利費、農業共済掛金の支払に必要な資金その他 農漁業経営に必要な資金として貸し付ける資金で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

（1） 貸付金額が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。ただし、乳牛及び乳牛以外の牛又は馬を所有する農業者に貸し付けられる場合並びに既に経営資金の貸付けを受けており、その償還期限内に被害農漁業者に該当することとなった者に、その既に貸付けを受けている経営資金の償還に充てるために必要な資金として貸し付けられる場合にあっては、アからウまでの額にそれぞれ規則で定める額を加えた額の範囲内とする。

ア 果樹栽培者（果樹の栽培を主な業務とし、かつ、市長が認定する損失額のうち、果樹の栽培に係る部分がその100分の50以上である者をいう。）に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合、家畜等飼養者（家畜又は家きんの飼養を主な業務とする者をいう。）に家畜若しくは家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられる場合及び魚類の養殖に必要な資金として貸し付けられる場合にあっては、特別被害農業者及び被害農漁業者について損失額の100分の55（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）の適用を受けた災害の場合は100分の80）に相当する額又は500万円（規則で定める法人にあっては2, 500万円）のいずれか低い額の範囲内

イ アを除く特別被害農業者に貸し付けられる場合にあっては、損失額の100分の45（激甚災害法の適用を受けた災害の場合は100分の60）に相当する額又は400万円（規則で定める法人にあっては

失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の100分の30以上である旨の市長の認定を受けたものをいい、「被害漁業者」とは、漁業者（養殖場を使用して魚類を養殖する者で、その漁業所得が総所得の100分の50以上であるものをいう。以下同じ。）で同条第5号又は第8号に掲げる災害による魚類等の流失等の損失額がその者の平年における漁業による総収入の100分の10以上である旨の市長の認定を受けたものをいう。

2 （略）

3 本章及び第5章において「経営資金」とは、農業協同組合又は金融機関（以下「融資機関」という。）が被害農業者又は被害漁業者（以下「被害農漁業者」という。）に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格が12万円以下のものに限る。）、家畜、家きん、稚魚、しいたけ種菌、しいたけ原木等の購入資金、労賃、水利費、農業共済掛金の支払に必要な資金、その他 農漁業経営に必要な資金として貸し付ける資金で、次の各号に 該当するものをいう。

（1） 貸付金額が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。ただし、乳牛及び乳牛以外の牛又は馬を所有する農業者に貸し付けられる場合並びに既に経営資金の貸付けを受けており、その償還期限内に被害農漁業者に該当することとなった者に、その既に貸付けを受けている経営資金の償還に充てるために必要な資金として貸付けられる場合にあっては、アからウまでの額にそれぞれ規則で定める額を加えた額の範囲内とする。

ア 果樹栽培者（果樹の栽培を主な業務とし、かつ、市長が認定する損失額のうち、果樹の栽培に係る部分がその100分の50以上である者をいう。）に果樹の栽培に必要な資金として貸付けられる場合、家畜等飼養者（家畜又は家きんの飼養を主な業務とする者をいう。）に家畜若しくは家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸付けられる場合及び魚類の養殖に必要な資金として貸付けられる場合にあっては、特別被害農業者及び被害農漁業者について損失額の100分の55（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）の適用を受けた災害の場合は100分の80）に相当する額又は500万円（規則で定める法人にあっては2, 500万円）のいずれか低い額の範囲内

イ アを除く特別被害農業者に貸付けられる場合にあっては、損失額の100分の45（激甚災害法の適用を受けた災害の場合は100分の60）に相当する額又は400万円（規則で定める法人にあっては

2, 500万円)のいずれか低い額の範囲内
 ウ アを除く被害農漁業者に貸し付けられる場合にあつては、損失額の100分の45(激甚災害法の適用を受けた災害の場合は100分の60)に相当する額又は200万円(規則で定める法人にあつては2, 500万円)のいずれか低い額の範囲内

(2)・(3) (略)

(4) 利率が特別被害農業者で特別被害地域内において農業を営む者に貸し付けられる場合は年3パーセント以内(貸付けの日から起算して2年以内は無利子)、被害農漁業者(特別被害地域以外の特別被害農業者を含む。)で、第2条第1号、第2号、第4号又は第8号に掲げる災害による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額並びに同条第5号又は第8号に掲げる災害による魚類等の流失等による損失額がその者の平年における農漁業による総収入額の100分の30以上である旨の市長の認定を受けたものに貸し付けられる場合は年4.5パーセント以内、その他の場合は年5.5パーセント以内のものであること。

(5) (略)

4 前項に規定する「特別被害地域」とは、旧市町村の区域(昭和28年9月30日現在における区域をいう。)の全部又は一部の区域で、その区域内の被害農業者中に含まれる特別被害農業者の数が100分の10以上であるもののうち、市長が指定した区域をいう。

(群馬県農業信用基金協会の債務保証等)

第8条 経営資金の貸付けを受けようとする被害農漁業者は、群馬県農業信用基金協会(昭和37年2月12日に群馬県農業信用基金協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)の債務の保証を受け、融資機関に対し規則で定める保証人を立て、又は担保を提供しなければならない。

2 (略)

(利子補給及び損失補償)

第9条 (略)

2 前項の契約には、次に掲げる事項を含まなければならない。

(1) (略)

(2) 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に、当該融資に係る債権の回収によって得た金額のうちから債権行使のために要した費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資について損失補償を受けない損失を埋め、なお残額があるときは、当該契約により市から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を市に納付しなければならないこ

2, 500万円)のいずれか低い額の範囲内

ウ アを除く被害農漁業者に貸付けられる場合にあつては、損失額の100分の45(激甚災害法の適用を受けた災害の場合は100分の60)に相当する額又は200万円(規則で定める法人にあつては2, 500万円)のいずれか低い額の範囲内

(2)・(3) (略)

(4) 利率が特別被害農業者で特別被害地域内において農業を営む者に貸付けられる場合は年3パーセント以内(貸付けの日から起算して2年以内は無利子)、被害農漁業者(特別被害地域以外の特別被害農業者を含む。)で、第2条第1号、第2号、第4号又は第8号に掲げる災害による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額並びに同条第5号又は第8号に掲げる災害による魚類等の流失等による損失額がその者の平年における農漁業による総収入額の100分の30以上である旨の市長の認定を受けたものに貸付けられる場合は年4.5パーセント以内、その他の場合は年5.5パーセント以内のものであること。

(5) (略)

4 前項に規定する「特別被害地域」とは、旧市町村に(昭和28年9月30日現在における区域をいう。)の全部若しくは一部の区域で、その区域内の被害農業者中に含まれる特別被害農業者の数が100分の10以上であるもののうち、市長が指定した区域をいう。

(群馬県農業信用基金協会の債務保証等)

第8条 経営資金の貸付けを受けようとする被害農漁業者は、群馬県農業信用基金協会にの債務の保証を受け、融資機関に対し規則で定める保証人を立て、又は担保を提供しなければならない。

2 (略)

(利子補給及び損失補償)

第9条 (略)

2 前項の契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

(1) (略)

(2) 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に、当該債権の回収によって得た金額のうちから債権行使のために要した費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により市から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を市に納付しなければならないこ

と。

3 第1項第2号の損失は、融資元本の償還期限到来後3か月を経過して、なお元本又は利子（当該期間内における融資残高につき当該融資の条件として規則で定める遅延利子を含む。以下同じ。）の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額とする。

4・5 （略）

（法及び県条例による融資措置）

第10条 災害に対して、法若しくは激甚災害法の規定に基づく政令が定められ、又は県条例第2条の規定に基づく災害の指定により、被害農漁業者に資金の融通措置が講じられたときは、当該資金については、第7条から前条までの規定及び第14条の規定を準用する。ただし、経営資金の貸付限度額、償還期限、利率及び貸付期間は、法若しくは激甚災害法又は県条例の定めるところによるものとする。

（資金の借換え）

第11条 被害農漁業者が経営資金の貸付けを受けた後において、当該指定災害に対して法若しくは激甚災害法に基づく政令が定められ、又は県条例第2条の規定に基づく災害の指定により、資金融通の措置が講じられたときは、被害農漁業者は、市長の指定する期日までに第7条第3項の経営資金を法若しくは激甚災害法又は県条例による資金に借り換えなければならない。

（定義）

第12条 （略）

2 本章において「農業団体」とは、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）その他農業を営む者で組織する団体をいう。

3 （略）

4 本章及び次章において「農漁業用施設資金」とは、融資機関が施設被害農漁業者又は農業団体に対してこれらのものが農漁業用施設の復旧に必要な資金として貸し付ける資金（復旧又は購入に要する金額が12万円を超えるものに限る。）で次の各号のいずれにも該当するものをいう。

（1）～（5） （略）

（利子補給）

第13条 （略）

と。

3 第1項第2号の損失は、融資元本の償還期限到来後3月を経過して、なお元本又は利子（当該期間内における融資残高につき当該融資の条件として規則で定める遅延利子を含む。以下同じ。）の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額とする。

4・5 （略）

（法及び県条例による融資措置）

第10条 災害に対して、法又は激甚災害法の規定に基づく政令が定められ、又は県条例第2条の規定に基づく災害の指定により、被害農漁業者に資金の融通措置が講じられたときは、当該資金については、第7条から前条までの規定及び第14条の規定を準用する。ただし、経営資金の貸付限度額、償還期限、利率及び貸付期間は、法若しくは激甚災害法又は県条例の定めるところによるものとする。

（資金の借換え）

第11条 被害農漁業者が経営資金の貸付けを受けた後において、当該指定災害に対して法又は激甚災害法に基づく政令が定められ、又は県条例第2条の規定に基づく災害の指定により、資金融通の措置が講じられたときは、被害農漁業者は、市長の指定する期日までに第7条第3項の経営資金を法若しくは激甚災害法又は県条例による資金に借り換えなければならない。

（定義）

第12条 （略）

2 本章において「農業団体」とは、農地所有適格法人_____

_____その他農業を営む者で組織する団体をいう。

3 （略）

4 本章及び次章において「農漁業用施設資金」とは、融資機関が施設被害農漁業者又は農業団体に対してこれらのものが農漁業用施設の復旧に必要な資金として貸し付ける資金（復旧又は購入に要する金額が12万円を超えるものに限る。）で次の各号に_____該当するものをいう。

（1）～（5） （略）

（利子補給）

第13条 （略）

- 2 前項の規定による契約に基づいて市が補給する利子は、当該融資額につき、年 7 パーセント以内で市長が別に定める割合で計算した金額とする。
- 3 第 8 条の規定は、前条第 4 項の規定により融資機関が貸し付ける農漁業用施設資金についてこれを準用する。

(融通資金の貸付条件の緩和措置)

第 14 条 (略)

(報告又は検査)

第 16 条 (略)

- 2 前項の規定による契約に基づいて市が補給する利子は当該融資額につき、年 7 パーセント以内で市長が別に定める割合で計算した金額とする。
- 3 第 8 条の規定は前条第 4 項の規定により融資機関が貸し付ける農漁業用施設資金についてこれを準用する。

(融資資金の貸付条件の緩和措置)

第 14 条 (略)

(報告、検査)

第 16 条 (略)

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

茨川市農産物直売所条例（平成20年茨川市条例第20号）の一部改正

（第12条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																			
（休館日） 第7条 直売所の休館日は、次に掲げるとおりとする。 （1） 毎月第2火曜日。ただし、該当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日の場合は、その<u>翌日</u> （2） 12月31日<u>及び翌年1月1日</u> 2 （略） （利用料金） 第12条 利用者は、利用料金を指定管理者に<u>納付</u>しなければならない。 2・3 （略） 別表（第12条関係） <u>直売所利用料金</u> <table><tr><th rowspan="2"><u>区分</u></th><th colspan="2"><u>利用料金</u></th></tr><tr><th><u>屋内販売</u></th><th><u>屋外販売</u></th></tr><tr><td><u>農産物等</u></td><td><u>売上額の15%</u></td><td><u>売上額の10%</u></td></tr><tr><td><u>物産品、民芸品等</u></td><td><u>売上額の40%</u></td><td></td></tr></table>	<u>区分</u>	<u>利用料金</u>		<u>屋内販売</u>	<u>屋外販売</u>	<u>農産物等</u>	<u>売上額の15%</u>	<u>売上額の10%</u>	<u>物産品、民芸品等</u>	<u>売上額の40%</u>		（休館日） 第7条 直売所の休館日は、次に掲げるとおりとする。 （1） 毎月第2火曜日。ただし、該当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日の場合は、その<u>翌日</u>。 （2） 12月31日<u>から翌年1月1日までの日</u> 2 （略） （利用料金） 第12条 利用者は、利用料金を指定管理者に<u>納入</u>しなければならない。 2・3 （略） 別表（第12条関係） <u>直売所利用料金</u> <table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>利用料金</u></th></tr><tr><td><u>農産物等</u></td><td><u>売上額の15%</u></td></tr><tr><td><u>物産品等</u></td><td><u>売上額の40%</u></td></tr><tr><td><u>屋外販売</u></td><td><u>売上額の10%</u></td></tr></table>	<u>区分</u>	<u>利用料金</u>	<u>農産物等</u>	<u>売上額の15%</u>	<u>物産品等</u>	<u>売上額の40%</u>	<u>屋外販売</u>	<u>売上額の10%</u>
<u>区分</u>		<u>利用料金</u>																		
	<u>屋内販売</u>	<u>屋外販売</u>																		
<u>農産物等</u>	<u>売上額の15%</u>	<u>売上額の10%</u>																		
<u>物産品、民芸品等</u>	<u>売上額の40%</u>																			
<u>区分</u>	<u>利用料金</u>																			
<u>農産物等</u>	<u>売上額の15%</u>																			
<u>物産品等</u>	<u>売上額の40%</u>																			
<u>屋外販売</u>	<u>売上額の10%</u>																			

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市小野上農林漁業体験施設条例（平成18年渋川市条例第167号）の一部改正
 （第13条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（設置） 第1条 地域資源、農村文化等を活用し、都市との交流、観光産業と農業の連携を図り、若者の定住及び高齢化農業の活性化を図るため、<u>渋川市小野上農林漁業体験施設（以下「体験施設」という。）</u>を設置する。 （名称及び位置） 第2条 体験施設の_____名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市小野上農林漁業体験施設 位置 渋川市村上396番地5 （指定管理者による管理） 第3条 <u>体験施設</u>_____の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 （指定管理者が行う業務） 第3条の2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）体験施設の施設及び附属施設<u>（以下「施設等」という。）</u>の維持管理に関する業務 （3）（略） （利用時間） 第3条の3 <u>施設等</u>_____の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。 2 （略） （利用料金）	（設置） 第1条 地域資源・農村文化等を活用し、都市との交流、観光産業と農業の連携を図り、若者の定住及び高齢化農業の活性化を図るため、<u>農林漁業体験施設</u>_____を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>農林漁業体験施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市小野上農林漁業体験施設 位置 渋川市村上396番地5 （指定管理者による管理） 第3条 <u>渋川市小野上農林漁業体験施設（以下「体験施設」という。）</u>の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 （指定管理者が行う業務） 第3条の2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）体験施設の施設及び附属施設_____の維持管理に関する業務 （3）（略） （利用時間） 第3条の3 <u>体験施設の施設及び附属施設（以下「施設等」という。）</u>の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。 2 （略） （利用料金）

第 9 条 利用者は、利用の許可を受けたときは、_____利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 ～ 4 （略）

別表（第 9 条関係）
体験実習室利用料金

区分		利用料金	摘要
木工細工	板 1 枚	1 人 5 0 0 円	4 人以上とする。
	板 2 枚	1 人 1, 0 0 0 円	
(略)			
郷土料理	そばコース	2, 0 0 0 円	4 人分を単位とする。
	うどんコース	2, 0 0 0 円	
	こんにゃくコース	2, 0 0 0 円	
(略)			

第 9 条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 ～ 4 （略）

別表（第 9 条関係）
体験実習室利用料金

区分		利用料金	摘要
木工細工	板 1 枚	1 人 5 0 0 円	4 人以上とする。
	板 2 枚	1 人 1, 0 0 0 円	
(略)			
郷土料理	そばコース <u>(各 4 人分)</u>	2, 0 0 0 円	4 人分を単位とする。
	うどんコース	2, 0 0 0 円	
	こんにゃくコース	2, 0 0 0 円	
(略)			

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市白井宿ふるさと物産館条例（平成18年渋川市条例第170号）の一部改正
 （第14条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（施設） 第3条 物産館に、次の施設を置く。 （1）・（2）（略） （3） 白井まちなみ公園（水車小屋、^{あずまや}<u>四阿及び便所を含む。</u>） （指定管理者が行う業務） 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 物産館の施設及び<u>附属設備</u>（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務 （2）・（3）（略） （利用の許可） 第9条 <u>施設等</u>を販売等の目的又は販売委託で利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。 2・3 （略） （利用権の譲渡等の禁止） 第11条 第9条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 （利用許可の取消し等） 第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は物産館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （1） この条例<u>その他</u>関係規程に違反したとき。 （2） <u>偽りその他</u>不正の行為により利用の許可を受けたとき。 （3）～（5）（略） 2 前項の措置によって<u>利用者</u>に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。	（施設） 第3条 物産館に、次の施設を置く。 （1）・（2）（略） （3） 白井まちなみ公園（水車小屋、<u>四阿、便所</u>） （指定管理者が行う業務） 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 物産館の施設及び<u>付属設備</u>（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務 （2）・（3）（略） （利用の許可） 第9条 物産館の施設等を販売等の目的及び販売委託で利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。 2・3 （略） （利用権の譲渡等の禁止） 第11条 第9条<u>の</u>規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 （利用許可の取消し等） 第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は物産館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （1） この条例<u>その他</u>関係規程に違反したとき。 （2） <u>偽りその他</u>不正の行為により利用の許可を受けたとき。 （3）～（5）（略） 2 前項の措置によって<u>使用者</u>に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(審査会)

第14条 この条例に基づく利用者を審査するため、渋川市白井宿ふるさと物産館地場産品直売所利用審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 (略)

(利用料金)

第17条 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、販売を伴わない展示会、講習会等は無料とする。

(1) 地場産品（次号に掲げるものを除く。） 販売額の10%

(2) 地場産品のうち冷蔵庫を使用するもの 販売額の13%

(3) 第10条第2号に規定する利用者に係る物品 販売額の20～43%

(4) イベント小屋（交流広場を含む。） 販売額の10%

2 (略)

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けた基準により、第17条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第21条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(審査会)

第14条 この条例に基づく利用者を審査するため、渋川市白井宿ふるさと物産館地場産品直売所利用審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 (略)

(利用料金)

第17条 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 地場産品 販売額の10%

(2) 地場産品のうち冷蔵庫を使用する物 販売額の13%

(3) 第10条第2号に規定する利用者に係る物品 販売額の20～43%

(4) イベント小屋（交流広場を含む） 販売額の10%
ただし、販売を伴わない展示会、講習会等は無料とする。

2 (略)

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けた基準により、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第21条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市小野上地域活性化センター条例（平成１８年渋川市条例第１９１号）の一部改正
 （第１５条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（設置） 第１条 地域産業の活性化及び小野上温泉駅利用者の利便を図るため、渋川市小野上地域活性化センター（以下「<u>活性化センター</u>」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条 <u>活性化センターの</u> 名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市小野上地域活性化センター 位置 渋川市村上３８１番地１ （指定管理者による管理） 第３条 <u>活性化センター</u> の管理に関する業務は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 （指定管理者が行う業務） 第３条の２ 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 （１） （略） （２） <u>活性化センターの施設及び附属施設（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</u> （３） （略） （開館時間） 第３条の３ （略） ２ 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、市長の承認を得て、同項に規定する開館時間を<u>変更することができる</u>。	（設置） 第１条 地域産業の活性化及び小野上温泉駅利用者の利便を図るため、渋川市小野上地域活性化センター _____ を設置する。 （名称及び位置） 第２条 <u>渋川市小野上地域活性化センターの</u> 名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市小野上地域活性化センター 位置 渋川市村上３８１番地１ （指定管理者による管理） 第３条 <u>渋川市小野上地域活性化センター（以下「活性化センター」という。）</u> の管理に関する業務は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 （指定管理者が行う業務） 第３条の２ 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 （１） （略） （２） 活性化センターの施設及び附属施設 _____ の維持管理に関する業務 （３） （略） （開館時間） 第３条の３ （略） ２ 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、市長の承認を得て、同項に規定する開館時間を<u>変更できる</u>。

(利用料金)

第 8 条 (略)

2 利用料金は、法第 2 4 4 条の 2 第 9 項の規定により、別表に定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 (略)

別表 (第 8 条関係)

区分	利用料金
<u>本市住民</u>	売上金額の 1 0 %
<u>本市住民以外の者及び事業者 (法人、団体等)</u>	売上金額の 3 0 %

備考 本市住民とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者をいう。

(利用料金)

第 8 条 (略)

2 指定管理者は、法第 2 4 4 条の 2 第 9 項の規定により、別表に定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 (略)

別表 (第 8 条関係)

区分	利用料金
<u>一般市民</u>	売上金額の 1 0 %
<u>業者等</u>	売上金額の 3 0 %

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 茨川市営住宅等条例（平成18年茨川市条例第211号）の一部改正
 （第16条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第1章 （略） 第2章 <u>市営住宅等の設置</u>（第3条） 第3章～第7章 （略） 附則 （趣旨） 第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるほか、併せて市が法によらずに建設、買取り又は<u>借上げをした</u>住宅の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 共同施設 法第2条第9号に規定する<u>共同施設</u>をいう。 （3）・（4） （略） （5） 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅供給促進法」という。）第18条第1項の規定に基づき、市が建設した住宅及び<u>その附帯施設</u>をいう。 （6） （略） （7） 特定単独賃貸住宅 市が<u>国</u>の補助を受けずに建設し、市営住宅の入居資格としての収入基準を超える収入のある者に対して賃貸するための住宅及び<u>その附帯施設</u>をいう。 （8）～（10） （略） （11） 市営住宅等 第1号、第2号及び第4号から<u>第8号まで</u>に係る<u>住宅等</u>の総称をいう。	目次 第1章 （略） 第2章 <u>市営住宅の設置</u>（第3条） 第3章～第7章 （略） 附則 （趣旨） 第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるほか、併せて市が法によらずに建設、買取り又は<u>借上げた</u>住宅の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 共同施設 法第2条第9号に規定する<u>施設</u>を<u> </u>いう。 （3）・（4） （略） （5） 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅供給促進法」という。）第18条第1項の規定に基づき、市が建設した住宅及び<u>附帯施設</u><u> </u>をいう。 （6） （略） （7） 特定単独賃貸住宅 市が<u>、国</u>の補助を受けずに建設し、市営住宅の入居資格としての収入基準を超える収入のある者に対して賃貸するための住宅及び<u>附帯施設</u><u> </u>をいう。 （8）～（10） （略） （11） 市営住宅等 第1号、第2号及び第4号から<u>第8号</u><u> </u>に係る<u>住宅の</u><u> </u>総称をいう。

第2章 市営住宅等の設置

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる理由のある者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7)・(8) (略)

(入居者資格等)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(以下「老人等」という。))にあつては第1号から第3号まで及び第5号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第2号)に掲げる条件を具備するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)であること。

(4) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族(以下「入居者等」という。)が市町村税の完納者であること。

(5) (略)

2・3 (略)

(住宅入居の手続)

第11条 (略)

2 (略)

3 市長は、入居決定者が、第1項又は前項に規定する期間内に入居手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

4 (略)

(家賃の納付)

第2章 市営住宅の設置

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる理由のある者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7)・(8) (略)

(入居者資格等)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(以下「老人等」という。))にあつては第1号から第3号まで及び第5号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第2号)に掲げる条件を具備するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)であること。

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(以下「入居者等」という。)が市町村税の完納者であること。

(5) (略)

2・3 (略)

(住宅入居の手続)

第11条 (略)

2 (略)

3 市長は、入居決定者が、第1項又は第2項に規定する期間内に入居手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

4 (略)

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第30条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの期限として市長が指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの家賃を徴収する。

2～4 （略）

（敷金）

第19条 （略）

2～4 （略）

5 敷金には、利子を付さない。

（入居者の費用負担義務）

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

（1） （略）

（2） 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用及び
維持運営に要する費用

（3）～（6） （略）

2・3 （略）

（準用）

第44条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第18条から第26条まで、第34条及び第38条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあり、及び「市営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条第1項中「第11条第4項」とあるのは「第42条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第30条第1項又は第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、「第39条第1項」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。

（再開発住宅の入居等）

第59条 （略）

2 前項に定めるもののほか、再開発住宅の管理については、この条例の規定を準用する。ただし、第4条、第6条、第15条、第16条、第27条、第28条、第30条、第32条、第34条及び第35条の規定は、適用しない。

3～5 （略）

第18条 市長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第30条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの期限として市長が指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは、明渡しの請求のあった日）までの家賃を徴収する。

2～4 （略）

（敷金）

第19条 （略）

2～4 （略）

5 敷金には利子を付さない。

（入居者の費用負担義務）

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

（1） （略）

（2） 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用並び
に維持運営に要する費用

（3）～（6） （略）

2・3 （略）

（準用）

第44条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第18条から第26条まで、第34条、第38条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあり、及び「市営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条第1項中「第11条第4項」とあるのは「第42条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第30条第1項又は第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、「第39条第1項」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。

（再開発住宅の入居等）

第59条 （略）

2 前項に定めるもののほか、再開発住宅の管理については、この条例の規定を準用する。ただし、第4条、第6条、第15条、第16条、第27条、第28条、第30条、第32条、第34条、第35条の規定は、適用しない。

3～5 （略）

(特定公共賃貸住宅の管理等)

第 60 条 (略)

2・3 (略)

4 前 3 項に規定するもののほか、特定公共賃貸住宅の管理については、第 3 章（第 6 条、第 9 条、第 15 条及び第 27 条から第 33 条までの規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、当該規定中「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、第 8 条中「前 2 条」とあるのは「第 60 条第 1 項」と、第 18 条第 1 項中「第 30 条第 1 項又は第 34 条第 1 項」とあるのは「第 34 条第 1 項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(単独住宅の管理等)

第 61 条 単独賃貸住宅の管理については、第 3 章（第 15 条の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、当該規定中「市営住宅」とあるのは、「単独住宅」と読み替えるものとする。

2 (略)

(特定単独賃貸住宅の管理等)

第 62 条 特定単独賃貸住宅の管理については、第 60 条の規定を準用する。この場合において、当該規定中「特定公共賃貸住宅」とあるのは、「特定単独賃貸住宅」と読み替えるものとする。

2 (略)

(定住促進住宅の入居等)

第 63 条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の各号（老人等にあつては第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号、被災市街地復興特別措置法第 21 条に規定する被災者等にあつては第 2 号）に掲げる条件を具備するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が親族

であること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 前項の規定により、この条例の規定を準用する場合において、当該規定中「市営住宅」とあるのは「定住促進住宅」と、第 27 条第 1 項中「第

(特定公共賃貸住宅の管理等)

第 60 条 (略)

2・3 (略)

4 前 3 項に規定するもののほか、特定公共賃貸住宅の管理については、第 3 章（第 6 条、第 9 条、第 15 条、第 27 条 から第 33 条までの規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、当該規定中、「市営住宅」とあるのは、「特定公共賃貸住宅」と、第 8 条中「前 2 条」とあるのは、「第 60 条第 1 項」と、第 18 条第 1 項中「第 30 条第 1 項又は第 34 条第 1 項」とあるのは「第 34 条第 1 項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(単独住宅の管理等)

第 61 条 単独賃貸住宅の管理については、第 3 章（第 15 条の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、当該規定中、「市営住宅」とあるのは、「単独住宅」と読み替えるものとする。

2 (略)

(特定単独賃貸住宅の管理等)

第 62 条 特定単独賃貸住宅の管理については、第 60 条の規定を準用する。この場合において、当該規定中、「特定公共賃貸住宅」とあるのは、「特定単独賃貸住宅」と読み替えるものとする。

2 (略)

(定住促進住宅の入居等)

第 63 条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の各号（老人等にあつては第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号、被災市街地復興特別措置法第 21 条に規定する被災者等にあつては第 2 号）に掲げる条件を具備するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)であること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 前項の規定により、この条例の規定を準用する場合において、当該規定中、「市営住宅」とあるのは「定住促進住宅」と、第 27 条第 1 項中、「

6条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。
4 (略)

第6条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。
4 (略)

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年渋川市条例第237号）の一部改正

（第17条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特殊勤務手当） 第3条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する<u>企業職員</u>に対して支給する。	（特殊勤務手当） 第3条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する<u>職員</u>に対して支給する。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市水道事業給水条例（平成１８年渋川市条例第２３６号）の一部改正
 （第１８条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第１条 この条例は、水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、渋川市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担<u>その他の</u>供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 （給水区域） 第２条 渋川市水道事業の給水区域は、渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）<u>第３条第２項第１号</u>に規定する区域とする。 （給水装置の定義） 第３条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、<u>渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例第４条第２項に規定する管理者の</u>権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 （給水装置の種類） 第４条 給水装置は、次の２種とする。 （１） 専用給水装置 １世帯又は<u>１か所</u>で専用するもの （２） （略） （給水装置の新設等工事の申込み） 第８条 （略） ２ 前項の申込みがあった場合において利害関係人がある<u>ときは、管理者は、</u>あらかじめ同意書等の提出を求めることができる。 （給水管及び給水用具の指定） 第１１条 （略） ２ 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付け	（趣旨） 第１条 この条例は、水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、渋川市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、<u>その他の</u>供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 （給水区域） 第２条 渋川市水道事業の給水区域は、渋川市水道事業の設置等に関する条例_____（平成１８年渋川市条例第２３５号）<u>第３条第２項_____</u>に規定する区域とする。 （給水装置の定義） 第３条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、<u>管理者の</u>_____権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 （給水装置の種類） 第４条 給水装置は、次の２種とする。 （１） 専用給水装置 １世帯又は<u>１箇所</u>で専用するもの （２） （略） （給水装置の新設等工事の申込み） 第８条 （略） ２ 前項の申込みがあった場合において利害関係人がある<u>場合、管理者は</u>_____あらかじめ同意書等の提出を求めることができる。 （給水管及び給水用具の指定） 第１１条 （略） ２ 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付け

る工事及び当該取付口からメーターまでの工事に係る工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(特別な場合における基本料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は、次に定めるところによる。

(1) 使用日数が15日を超えないときは、1か月の基本料金の2分の1の額とする。

(2) 使用日数が15日を超えたときは、1か月の基本料金とする。

2 (略)

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により2か月分を一括徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

(過料)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

(1) 第8条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者

(2) ～ (4) (略)

別表(第25条関係)

種別	用途	量水器 口径	基本料 金(1 か月に つき)	従量料金(1立方メートルにつき)					
				10立 方メー トルま	11～ 20立 方メー	21～ 50立 方メー	51～ 200 立方メ	201 ～3, 000	3,0 01立 方メー

る工事及び当該取付口からメーターまでの工事に係る工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(特別な場合における基本料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は、次に定めるところによる。

(1) 使用日数が15日を超えないときは、1箇月の基本料金の2分の1の額とする。

(2) 使用日数が15日を超えたときは、1箇月の基本料金とする。

2 (略)

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により2箇月分を一括徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

(過料)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

(1) 第8条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2) ～ (4) (略)

別表(第25条関係)

種別	用途	量水器 口径	基本料 金(1 箇月に つき)	従量料金(1立方メートルにつき)					
				～10 立方メ ートル	11～ 20立 方メー	21～ 50立 方メー	51～ 200 立方メ	201 ～30 00立	300 1立方 メート

				<u>で</u>	トル	トル	一トル	<u>立方メ</u> <u>一トル</u>	<u>トル以</u> <u>上</u>
(略)									

備考 (略)

				—	トル	トル	一トル	<u>方メー</u>	<u>ル～</u>
トル									
(略)									

備考 (略)

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年渋川市条例第226号）の一部改正
 （第19条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（延滞金） 第11条 管理者は、納期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の例による割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。			（延滞金） 第11条 管理者は、納期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の例による割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
（1） 小野上地区排水区域			（1） 小野上地区排水区域		
ア 水道水を使用する場			ア 水道水を使用する場合		
負担区の名称	水道メーターの口径	負担金額	負担区の名称	水道メーターの口径	分担金の額
小野上特環第1負担区	20ミリメートル以下	1戸当たり 150,000円	小野上特環第1負担区	20ミリメートル以下	1戸当たり 150,000円
	25ミリメートル	1戸当たり 230,000円		25ミリメートル	1戸当たり 230,000円
	30ミリメートル	1戸当たり 340,000円		30ミリメートル	1戸当たり 340,000円
	40ミリメートル	1戸当たり 600,000円		40ミリメートル	1戸当たり 600,000円
	50ミリメートル	1戸当たり 940,000円		50ミリメートル	1戸当たり 940,000円
備考 給水装置の改造を行ったときは、改造後のメーター口径に対応する改造前のメーター口径の額を控除した額とする。			備考 給水装置の改造を行ったときは、改造後のメーター口径に対応する改造前のメーター口径の額を控除した額とする。		
イ 水道水以外を使用する場合			イ 水道水以外を使用する場合		
負担区の名称	区分	負担金額	負担区の名称	区分	分担金の額
小野上特環第1負担区	家事のみに使用する場合	1戸当たり 150,000円	小野上特環第1負担区	家事のみに使用する場合	1戸当たり 150,000円
	家事以外に使用する場合	1戸当たり 200,000円		家事以外に使用する場合	1戸当たり 200,000円

		00円
--	--	-----

備考 水道水と併用した場合は、管理者が別に定める額を加算した額とする。

(2) 子持地区排水区域

負担区の名	建物の種別	負担金額
子持特環第1負担区	一般家庭	1戸当たり 295,293円
	アパート等(1世帯当たり)	1戸当たり 295,293円
	営業等に供する施設(延べ床面積別)	
	300平方メートル未満	1戸当たり 380,000円
	300以上500平方メートル未満	1戸当たり 450,000円
	500以上700平方メートル未満	1戸当たり 540,000円
	700以上1,100平方メートル未満	1戸当たり 640,000円
	1,100以上1,500平方メートル未満	1戸当たり 760,000円
	1,500以上2,000平方メートル未満	1戸当たり 910,000円
	2,000平方メートル以上	1戸当たり 990,000円

(3) 北橋地区排水区域

負担区の名	負担金額
北橋公共第1負担区	1単位当たり 270,000円
北橋特環第1負担区	1単位当たり 180,000円

備考

- 1棟の建物内に1世帯が_____生活を営む場合は、1単位とする。
- 1棟の建物内に1世帯が独立して生活を営むことができる区画された部分が2以上設けられているとき、若しくは同一敷地内に複数の建物がある場合又は1棟の建物内に店舗、事務所等を併用する場合は、便所、台所等の設置状況及び使用状況を勘案し、管理者が定める。

		00円
--	--	-----

備考 水道水と併用した場合は、管理者が別に定める額を加算した額とする。

(2) 子持地区排水区域

負担区の名	建物の種別	分担金の額
子持特環第1負担区	一般家庭	1戸当たり 295,293円
	アパート等(1世帯当たり)	1戸当たり 295,293円
	営業等に供する施設(延床面積300平方メートル未満)	1戸当たり 380,000円
	300～500平方メートル未満	1戸当たり 450,000円
	500～700平方メートル未満	1戸当たり 540,000円
	700～1,100平方メートル未満	1戸当たり 640,000円
	1,100～1,500平方メートル未満	1戸当たり 760,000円
	1,500～2,000平方メートル未満	1戸当たり 910,000円
	2,000平方メートル以上	1戸当たり 990,000円

(3) 北橋地区排水区域

負担区の名	分担金の額
北橋公共第1負担区	1単位当たり 270,000円
北橋特環第1負担区	1単位当たり 180,000円

備考

- 1棟の家庭内に1世帯が単独して生活を営む場合は、1単位とする。
- 1棟の家庭内に1世帯が独立して生活を営むことができる区画された部分が2以上設けられているとき、若しくは同一敷地内に複数の建物がある場合又は1棟の家庭内に店舗、事務所等を併用する場合は、便所、台所等の設置状況及び使用状況を勘案し、管理者が定める。

3 アパート（集合住宅）等は、2世帯で1単位とする。

4 店舗、事業所等は、延べ床面積に応じ、次の表の単位とする。ただし、増築又は改築により従前の面積区分が変更した場合は、その差の単位とする。

面積区分	単位
300平方メートル未満	1
300 <u>以上</u> 500平方メートル未満	2
500 <u>以上</u> 700平方メートル未満	3
700 <u>以上</u> 1,100平方メートル未満	4
1,100 <u>以上</u> 1,400平方メートル未満	5
1,400 <u>以上</u> 2,000平方メートル未満	6
2,000 <u>以上</u> 3,000平方メートル未満	8

3 アパート（集合住宅）等は、2世帯で1単位とする。

4 店舗、事業所等は、延べ床面積に応じ、次の表の単位とする。ただし、増築又は改築により従前の面積区分が変更した場合は、その差の単位とする。

面積区分	単位
300平方メートル未満	1
300 <u>～</u> 500平方メートル未満	2
500 <u>～</u> 700平方メートル未満	3
700 <u>～</u> 1,100平方メートル未満	4
1,100 <u>～</u> 1,400平方メートル未満	5
1,400 <u>～</u> 2,000平方メートル未満	6
2,000 <u>～</u> 3,000平方メートル未満	8